

# 令和4年度銚田市シティプロモーション事業業務委託仕様書

## 第1 総則

この仕様書は、令和4年度銚田市シティプロモーション事業業務委託の実施にあたり、必要な事項を定めるものである。

## 第2 事業の目的

本市は、移住を考えている「ヒト」にとって悩みとなるのは、移住先での仕事や支援の在り方、そして移住先の空気感であると考え、「まずは、ほこたを知って、ほこたと友達になってください」をコンセプトに、一昨年度、本市への移住、二拠点暮らし等の魅力を発信するプロジェクト「Come on!ほこた」を立ち上げている。

同プロジェクトでは、地域に暮らし、持続的に幸せを創り出そうとする住民の存在が不可欠であることから、市内で暮らす住民にフォーカスした「リアル」を伝える動画や移住者及び市内で活躍している市民へのインタビューなどを紹介し、移住を考える「ヒト」に地域の「ヒト」の魅力を伝えるとともに、銚田市に愛着や誇りを持って暮らしている市民の自負心の醸成を図ってきた。

上記を踏まえ、今年度も、銚田市での暮らしにフォーカスした「リアル」を伝えることに主眼を置き、地域の更なる魅力向上を図るため、既存ツールの充実や効果的の活用に加え、首都圏在住者に向けた交流事業を実施することで、市民はもとより、地域外に住みながらも本市に興味を持ち積極的に参画してくれる「ヒト」や応援してくれる「ヒト」を増やし、本市への移住の促進や将来的な移住にもつながる「関係人口」の創出を図ることを目的とする。

## 第3 業務内容

上記事業の目的を果たすため、関わる市民が当事者意識を持てる取組みとして以下の業務を実施することとする。

### 1 シティプロモーション発信ツールの活用

令和2年度同事業で開設した交流・移住サポートサイト「Come on!ほこた」(hokotaijyu.com/wp/)のコンテンツ充実を図るとともに、公式 Instagram での情報発信、銚田市の魅力を伝えるインタビュー記事の作成を実施すること。

### 2 ツールを活用した広告等PR

従来のマスメディア広告に囚われず、多様化する広告媒体を効率的かつ効果的に活用し、首都圏在住者に対して、本市への移住意欲の向上や促進を図る。

実施については、各媒体の特徴について十分な理解をするよう協議することとする。

### 3 銚田市の強みを活かした交流事業の開催

全国有数の農業産出額を誇る本市農業の強みや3方向を水に囲まれた地理的特徴を活かし、首都圏在住の特に、青年層との交流事業を実施する。なお、実施にあたっては対面によ

る交流事業を進めつつ、感染症等拡大に伴う社会情勢を踏まえた上で、実施時期・手法について、発注者と受託者が協議の上行うこととする。

#### 第4 事業の実施期間及び委託費の限度額

事業の実施期間は、契約締結の日から令和5年3月20日（月）までとする。

また、委託費の限度額は、4,994千円とする。

#### 第5 成果品

事業が完了した後、報告書に取りまとめ提出すること。

##### (1) 動画の納品等

①データ形式 1部

②映像を収録した電磁的記録媒体(DVD) 2部

##### (2) 報告書の部数等

①部数等 A4版 3部

②報告書を収録した電磁的記録媒体(DVD) 1部

なお、納入する電磁的記録媒体は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックによる情報(ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記録したラベルを添付して提出すること。

##### (3) 納入場所

銚田市銚田1444番地1

銚田市政策企画部まちづくり推進課

#### 第6 実施上の留意事項

##### (1) 実施体制

本事業の実施に当たり、業務実施の安全管理のため、管理責任者を1名配置すること。

##### (2) 計画準備

本業務の概要を整備するとともに、計画立案から業務完了までの協議記録等を取りまとめ、業務がスムーズに実施できるように必要な各工程の基本的方針及び計画、準備を行うこと。

##### (3) 協議打合せ

本業務が円滑かつ計画的に進むように、本市と受託者は業務着手時、各工程の区切り時、納品時の他、必要に応じ協議打合せを行う。なお、社会情勢を踏まえ、オンラインによる協議打合せを含め、情報共有を十分に図ること。

外部からの有識者を交えての協議を行う場合の謝礼、費用弁償等は委託者の負担として積算すること。

協議打合せの結果は受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に内容を確認しなければなら

ない。

(4) 秘密の保持

受託者は、本業務にあたり知り得た情報を本市の許可なく他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(5) その他

受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

## 第7 委託業務にあたっての留意事項

詳細は、委託契約時に定めるものとする。

- (1) 受託者が業務委託の実施により取得した著作権は無償で譲渡し、市が承継する。
- (2) 受託者及び関係者は、市及び市が許諾する者に対し著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (4) 発注者は、必要があると認めるときは、受託者から当該事業の実施状況等について報告を求めることができる。
- (5) 当該業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (6) 当該業務を通じて取得した個人情報については、銚田市個人情報の保護に関する条例を準用するものとする。
- (7) 受託者は、当該業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により発注者に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

## 第8 その他

- (1) 本仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めがない事項については、発注者と受託者が協議の上決定する。ただし、両者の協議で決定できない場合には受託者は発注者の指示に従うこととする。
- (2) 本仕様書は、発注者と受託者が協議の上、必要に応じて変更することができる。
- (3) 本事業実施においては、予算配分及び事業運営について費用対効果を鑑みた上で、市の決裁を仰ぎながら実施する。